

介護支援専門員（ケアマネージャー） 歯科主治医の「往診情報提供書」使用書

介護支援専門員（ケアマネージャー） 歯科医師の時に使用します

往診情報提供書には（1枚目・2枚目） があります

歯科訪問診療（歯科の往診）を依頼する場合は、出雲在宅医療・介護情報ファイル H27 年度改訂版（出雲圏域在宅医療連携推進連絡会発行/事務局・出雲保健所）の歯科診療所情報や島根県医療機能情報システム（HP）を参考に、かかりつけ歯科を第一選択として、依頼する歯科医院に連絡をとり相談をしてください。この際、交通手段や交通費請求の有無についての確認も忘れずをお願いします。

歯科医院の了承を得たら、出雲市歯科医師会の往診情報提供書 1枚目と2枚目、 の必要事項を記入してください。なお、歯科医師への送付は、個人情報を含む内容のため、手渡し又は郵送が望まれますが、緊急の場合や情報提供を迅速に行いたい場合は、往診情報提供書 に限り FAX にて(番号を間違えないこと)情報提供を行ってください。往診情報提供書 については、個人情報保護の観点から、必ず手渡し又は郵送にて行ってください。

往診情報提供書 は出雲市役所 HP（ケアマネマニュアル）または島根県歯科医師会 HP

「メニュー」欄の「資料ダウンロード」の中からダウンロードできます

歯科主治医 介護支援専門員の「往診情報提供等 依頼書」使用書

歯科医師 介護支援専門員（ケアマネージャー）の時に使用します

依頼された歯科訪問診療に際し、担当しているケアマネージャーに「患者情報の照会をしたい」「歯科訪問診療に際して要望・相談（患者までの交通手段等）がある」、また「通院の方だが、認知症やオーラルフレイルが認められ、介護福祉サービスを受けているので、その状況を相談しておきたい」などの際に使用してください。（記載例参照）

なお、歯科訪問診療に必要と思われる基本情報は「介護支援専門員 歯科主治医への往診情報提供書」を出雲市歯科医師会で作製し、出雲地域介護支援専門員協会より地域のケアマネージャーの皆さんには周知をお願いしてありますので、「往診情報提供等依頼書」の下欄の該当する番号に をして請求してください。（しばらくの間は周知も含め色々と十分でないこともあろうかと思っておりますので、担当のケアマネージャーがこの往診情報提供書を知らない場合などは、お手間ですが、説明やコピーを送って記載を願うなど、ご高配頂けますと幸いと存じます）

「受けているサービスが不明」（どこの事業所のサービスを受けているか不明）、「担当ケアマネージャーが不明」の場合は、本人の介護保険証に「要介護度」「認定有効期間」「担当ケアマネージャーの所属事業所」等が記載されていますので、本人（家族）に介護保険証の提示をしてもらい、確認してください。なお介護保険証は持っていても、要介護度などが記載されていない場合は要介護認定を受けていない方となります。歯科訪問診療の対象となる患者さんの場合は、基本的に要介護認定を受け、何らかの介護サービスを利用していると考えられますが、要介護認定を受けておられない方で、介護サービスの必要があると思われる場合は、本人（家族）に要介護認定を受けるよう勧めてください。要介護認定は、出雲市役所高齢者福祉課、出雲市役所各支所、各地区高齢者あんしん支援センターで受付けています。

なお調べても、種々の事情からサービスの有無等がよくわからない場合は、出雲市役所高齢者福祉課（0853-21-6971）に相談してください。「個人情報の関係上、本人の情報をそのまま教えることはできませんが、ケアマネージャーの方から先生の方に連絡してもらおうなど、何らかの方法で連携が図れるように御協力いたします。」とのことです。

「往診情報提供書」「往診情報提供等 依頼書」は島根県歯科医師会 HP「メニュー」欄の

「資料ダウンロード」の中からダウンロードできます。